

男女共同参画週間

毎年、6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です。

「男女共同参画社会基本法の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」とされています。

内閣府では、「男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進に向けた、日本国内、国際社会へのメッセージ」をテーマとして、男女共同参画週間のキャッチフレーズをユース世代を対象に募集し、応募総数4,326点の中から、審査の結果、以下の作品を最終週作品として選びました。

令和5年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ 最優秀作品

無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来

女性人材バンクの登録者を募集しています

飯塚市では、市の審議会・委員会などにおいて、女性の視点で意見を取り入れることを目的に、女性の人材を募集します。

対象者

18歳以上の女性で、次の要件を満たす人です。

- 市内に在住もしくは勤務、または活動拠点が市内にある人
- 市政に関心があり、市の審議会等の委員として活動する意欲がある人

市ホームページ、飯塚市役所本庁舎、各支所、交流センターに備え付けの応募用紙で応募ください。

詳細は市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.iizuka.lg.jp/danjyo/sesaku/jyoseijinnzaibannku.html>



男女共同参画オンブズパーソン

男女共同参画オンブズパーソンとは、男女共同参画社会づくりの視点で、市の施策に対する市民等から「苦情の申し出」や性別に基づく人権侵害を受けた方からの「救済の申し出」を男女共同参画の立場で処理する専門家による苦情処理機関です。

市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策や、男女共同参画の推進に影響を与えると認められる施策についての苦情の申し出や、性別による差別的取扱い、男女共同参画社会の形成を妨げる要因による人権侵害により具体的な被害や不利益を受け、相手方に対し改善等を求めたい場合に、救済の申し出ができます。(市内で発生した事案のみ対象となります)

申し出を希望される方は、男女共同参画推進課までご連絡ください。